

要求水準書に対する質問

質問番号	質問項目	質問内容	質問に対する回答
2-01	要求水準書P6 第2 3(2)カ 要求水準書P14 第2 4(5)オ 契約条件規定書 P5 第9条2 杉戸町開発行為 等指導要綱第18 条「駐輪場」	杉戸町開発行為等指導要綱以外に、本件事業において適用される駐輪場の指導基準がありますでしょうか？	駐輪場の台数は、100台以上設置可能とし、設置場所は、分散しても構いません。設置場所・構造は、提案によります。
2-02	要求水準書P7 第2 4(1)エ くつろぎと喫茶・軽 食コーナー	喫茶コーナーの簡易厨房などの備品の交換などはどちらの負担でしょうか。	町が負担します。
2-03	要求水準書P11 第2 4(3)イ スタジオ・AV室	スタジオ・AV室に暗室を設置するとありますが、暗室の利用はどのようなものをお考えですか。	映画上映の際の遮光、遮音設備を想定しています。暗室に代わる提案も可能です。
2-04	要求水準書P12 第2 4(3)オ 適応指導教室	適応指導教室とは具体的にどのような指導が行われるのでしょうか。	専任の指導員が配置され、小・中学校の不登校等の児童・生徒のために、自立を図り、学校生活への復帰を支援するための指導・援助が行われます。
2-05	要求水準書P13 第2 4(4)イ 地域サービス部門	地域サービス部門に連絡ボックスを設置するとありますが、連絡ボックスとはどのような利用をお考えでしょうか。	図書館の相互貸借本や関係施設間の事務連絡文書等の連絡ボックスになります。約40cm×40cm×40cmのボックスを50マス程度壁面に設置してください。材質は特に指定しません。
2-06	要求水準書P14 第2 4(5) 外溝・駐車場・植 栽 才	敷地および建物の雨水の放流先(調整池からの)は町道(268号および837号)雨水側溝と考えてよろしいでしょうか。 電力、電話、都市ガス等の供給・協議についての情報がありましたらご教示下さい。	放流先は、矢落堀になります。 電力・電話等については、供給会社との別途協議になります。都市ガスの使用は、考えておりません。
2-07	要求水準書P14 第2 5 設備計画	設備引き込み関係の費用負担については、通常建物所有者負担となるものと考えられますが、本件事業において 電力・電話・CATV・水道・排水他の各種負担金、加入金は町の負担でよろしいでしょうか？ 電力受電後・水道本管接続後の基本料金は町の負担でよろしいでしょうか？ テレビ電波障害調査費及び対策費は町の負担でよろしいでしょうか？ 近隣との紛争解決に要する費用は町の負担でよろしいでしょうか？	事業者負担とし、かつ提案価格に含めてください。 完成引渡前は事業者負担とし、かつ提案価格に含めてください。完成引渡後は町が負担します。 事業者負担となります。詳細は契約条件規定書の第12条を参照してください。 完成引渡前は事業者負担となります。詳細は契約条件規定書の第26条を参照してください。完成引渡後は、町の帰責事由による場合は町負担、事業者の帰責事由による場合は事業者負担となります。
2-08	要求水準書P15 第2 5(4) 予備電源設備	予備電源として発電機を設置する。(要求水準書-15P)とありますが、消防法的には発電機設備は不要となります。発電機は予備電源として必要なのでしょうか。	予備電源は必要となります。用途としては、非常灯・誘導灯・電話・警報・コンピュータ・消火栓ポンプ等を想定しています。発電機設備の詳細は応募者の提案によります。
2-09	要求水準書P15 第2 5(4) 予備電源設備	予備電源として必要な場合何用の予備電源でしょうか？又、どの程度の容量を考慮すればよろしいのでしょうか。	質問2-08を参照してください。
2-10	要求水準書P15 第2 5(4) 予備電源設備	予備電源として、発電機を設置すると記載されていますが、具体的な用途をご指示願います。	質問2-08を参照してください。
2-11	要求水準書P15 第2 5(5) 空調設備	温度～夏季：25±2、冬季：23±2 及び相対湿度～夏季：50±10%、冬季：40±10%を常時確保することと記載されています。厳密な温湿度調節を考慮すると過大な設備となりますので、諸室の用途を考慮した上で、一般的に支障ないレベルと考えて宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
2-12	要求水準書P18 第4 2 維持管理業務内容	ゴミ処理は、処理場まで運搬するのでしょうか、それとも町で運搬するのでしょうか。	町で運搬いたします。

質問番号	質問項目	質問内容	質問に対する回答
2-13	要求水準書P19 第4 2(4) 施設の清掃業務イ 要求水準書に対する質問 質問番号2-21	ピオトープの維持管理業務について、要求水準書質問回答2-21において、清掃等の通常業務は事業者が実施するとありますが、ここでいう清掃等の通常業務とは、ピオトープ周囲の清掃業務と理解して宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
2-14	要求水準書P21 第4 2(6) 付帯事業(運動広場)の維持管理業務	運動場のグラウンド内の芝、土の部分は除いていいのでしょうか。又、維持管理開始は何時から実施するのでしょうか。	前段は、含まれます。 後段は、生涯学習センター完成引渡し後からになります。
2-15	要求水準書P21 第4 2(6) 付帯事業(運動広場)の維持管理業務	浄化槽の仕様が明記されていないので、仕様を決めていただきたい。又、本体工事完了時には、公共下水道が完備されるとの事ですが、運動広場の浄化槽は撤去するのでしょうか。	前段は、閲覧に供します。後段は、撤去いたしません。
2-16	要求水準書P21 第4 2(6) 付帯事業(運動広場)の維持管理業務	付帯事業の維持管理業務の対象範囲には北側駐車場、南側駐車場、芝生スタンド及び周辺広場、休憩広場及び調整池も含まれるのでしょうか。 含むとした場合、多目的運動広場・グラウンドゴルフ場・休憩広場の芝生部分の面積、及び(ア)機械除草の面積を提示してください。又低木剪定は年1回となっていますが、中高木はメンテナンスの対象となるのでしょうか。	含まれます。 メンテナンスの対象となります。 芝生部分面積及び機械除草の面積については、計画図面等を送付しますので、ご参照下さい。
2-17	要求水準書P21 第4 2(6) 付帯事業(運動広場)の維持管理業務	図面(9月26日説明会時に配布された、多目的運動広場平面図資料4と資料7のp118中高木植栽平面図 1)を照合すると、北側駐車場と南側駐車場の部分の樹木の種類と数量が明確でないので、提示してください。	計画図面等の資料を送付しますので、ご参照下さい。
2-18	要求水準書P21 第4 2(6) 付帯事業(運動広場)の維持管理業務	北側駐車場及び南側駐車場の維持管理業務は事業者の業務範囲となるのでしょうか？その場合、具体的な維持管理業務の内容を明示願います。	事業者の業務範囲に含まれますが、常時開放型のため人的管理は必要ありません。 管理基準は特にありません。
2-19	要求水準書P21 第4 2(6) 付帯事業(運動広場)の維持管理業務	浄化槽の点検を年1回行うとありますが、法定では年4回実施することが求められています。よって、浄化槽の点検は年4回実施する事が妥当と考えますが、町の見解をお聞かせ下さい。	合併処理浄化槽・沈殿分離接触ばっ気方式の128人槽になります。 保守点検を年4回、法定検査を年1回、汚泥引抜・清掃を年1回実施を予定します。
2-20	要求水準書P21 第4 2(6) 付帯事業(運動広場)の維持管理業務	付帯施設の利用期間、利用可能時間、休日等の内容もしくは参考出来る施設規則を明示願います。	利用期間は、年末年始を除き年間を通して可能です。利用可能時間は、日の出から日没までを想定します。生涯学習センターが休館等のために伴う必要な手続き(予約受付、用具庫鍵の受渡し、料金徴収等)については、事前に済ませ職員の勤務は要しません。 規則等は、今後制定します。
2-21	要求水準書P21 第4 2(6) 付帯事業(運動広場)の維持管理業務	多目的運動場利用前後のグラウンド整備業務は、事業者の業務に含まれるのでしょうか。含まれるとすれば、具体的な業務要件を明示願います。 また、付帯事業の維持管理業務について、その他に想定されている業務があれば、併せて具体的な業務要件を明示願います。	貸出し業務を行います。利用者の責任において、利用を許可します。 また、想定される業務として、用具庫の備品と施錠の管理、ゴミ置き場の整理整頓、フェンス・防球フェンスの目視点検、トイレの清掃、浄化槽の点検などがあります。詳細については、送付します完成予定図面を参照してください。
2-22	要求水準書P22 別紙2-1 8 業務概要 実施方針に対する質問回答 質問番号3-6	利用者からの施設利用料金徴収代行業務について、町への納金方法、納金周期等、具体的な管理方法を明示願います。	別途、町例規に基づき事業者と公金取り扱いについて、事務手続きをします。 町内類似施設の収納事務委託取扱要領を閲覧に供します。
2-23	要求水準書P28 別紙2-4 部門別設備一覧	各諸室のブラインドもしくはカーテンについては備品として町が用意されると考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおり、町で用意いたします。

質問番号	質問項目	質問内容	質問に対する回答
2-24	要求水準書P28 別紙2-4 部門別設備一覧	インターネットのサーバーは町負担となっ ていますが、コンテンツの作成等も含めて 町負担でしょうか。	ご質問のとおりです。
2-25	要求水準書P29 別紙2-4 2 くつろぎと喫茶・軽 食コーナー	消火器は町で用意していただくことによ りでしょうか？ 喫茶軽食コーナーの厨房器具テーブルは 町で用意していただく事によりますか？	引渡し前の消防設備の検査に必要なもの は、事業者負担になります。その後は、町負担 とします。 厨房器具・テーブル等は、町で用意します。
2-26	要求水準書P35 別紙2-4 多目的ホール	椅子、ステージ、暗幕、スクリーン・ホワイ トボードについては、事業者の業務範囲に含 まれる旨記載がありますが、「舞台系特殊装置・ 設備」に関する金額は提案価格に含まれるの でしょうか？	町が想定する要求水準は以下のとおりであ り、詳細は事業者の提案とします。 費用は提案価格に含まれます。 1 舞台音響照明設備 主要機器としては、「センタークラスター スピーカ」、「サイドスピーカ」、「音響調整卓等 関連機器 1式」程度を想定します。 2 舞台照明設備 機器仕様としては、「ポーターライト」、「サ スペンションライト」、「アッパーホリゾン トライト」、「シーリングライト」、「フォ ローピンスポットライト」、「調光装置等 関連機器 1式」程度を想定します。